

議案第130号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市営住宅の管理（第3条—第35条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第36条—第42条）

第4章 補則（第43条—第46条）

附則

第1章 総則

第2条中「次」を「次の各号」に改める。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 市営住宅の管理

第3条第1項中「、2以上」を「2以上」に改め、同項第1号中「市広報」を「市の広報紙」に改め、同項第2号中「又は新聞への掲載」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 新聞への掲載

第3条第2項中「所在地」を「市長は、市営住宅の所在地」に、「入居資格」を「使用

料、入居者資格」に改め、「申込方法」の次に「、選考方法の概略」を加える。

第5条の見出しを「(入居者資格)」に改め、同条第1項中「老人」を「高齢者」に、「として次項で定める者」を「(以下「高齢者等」という。)」に、「第6号まで」を「第7号まで」に、「第5号)の」を「第6号及び第7号)に掲げる」に改め、同項第3号中「市税」の次に「その他市に納付すべき負担金等」を加え、同項第4号アを次のように改める。

ア 高齢者等である場合 21万4,000円

第5条第1項第4号イ中「第8条第1項、第3項」を「第8条第1項若しくは第3項」に、「旧令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)」に改め、同号ウ中「旧令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) その者が次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 過去において市営住宅に入居していた者であつて、現に当該市営住宅に係る未納の使用料、損害賠償金その他費用負担の義務があるもの

イ 過去において市営住宅に入居していた者であつて、当該市営住宅の使用に係る債務を免れたことがあるもの(第15条の規定により使用料の減免をされた者及び第17条第2項の規定により敷金の減免をされた者を除く。)

第5条第2項中「前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」を「高齢者等」に改め、同項第3号中「第1款症程度」を「第1款症に該当する者」に改め、同条第3項中「もの」を「者」に改め、同条第4項中「第5条第1項第1号」を「第1項第1号」に、「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改め、同項第1号中「第5条第1項第4号イ」を「第1項第4号ア」に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第5条の規定による改正前の令(以下この項において「旧改良令」という。)第12条の規定により読み替えられる旧令第6条第5項第1号」を「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第12条の規定により読み替えられる令第6条第1項」に改め、同項第2号中「旧改良令」を「改良令」に、「旧令第6条第5項第3号」を「令第6条第2項」に改め、同条第5項中「該当するか」を「該当するかどうか」に改め、同条第6項を削る。

第10条を削る。

第9条第1項中「市営住宅の入居を承認された者は、入居指定日までに次に掲げる手続きをし、入居指定日から1か月以内に入居し」を「入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをし」に改め、同項第1号中「連帯保証人2人が連署した」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 緊急連絡先となる者（規則で定める要件を満たし、入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡その他規則で定める役割を担う者をいう。）を定めた緊急連絡先届出書を提出すること。

第9条第2項を次のように改める。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内に行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。

第9条第3項中「次の各号のいずれかに該当する場合には、入居の決定を取り消すものとする」を「第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続きをしないとき又は偽りその他不正の行為によって入居の決定を受けたときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる」に改め、同項各号を削り、同条に次の2項を加える。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「基づいて」の次に「市営住宅の」を加え、「入居を承認した者（以下「入居決定者」という。）」を「入居決定者」に改め、「補欠として」の次に「入居順位を定めて必要と認める数の」を加え、同条第2項中「うちから」の次に「入居順位に従い」を加え、同条第3項中「資格期間は、抽選翌月」を「資格は、第1項の規定により入居補欠者として定めた月の翌月」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項を次のように改める。

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の法第25条の規定による入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

第7条第2項中「に掲げる者のうち、次」を「のいずれかに該当する者が次」に、「者

で速やかに」を「場合であつて、速やかに」に、「者について」を「とき」に、「前項」を「第2項及び前項」に改め、「優先的に」の次に「選考して」を加え、同項第1号エ中「第8号」を「第7号」に改め、同項第3号中「低額所得者」の次に「である場合」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、令第7条各号に掲げる者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定するものとする。

3 前項の規定による決定において、住宅の困窮度合いの順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定する。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「申請」を「申込み及び決定」に改め、同条中「前条に規定する入居資格」を「前2条に規定する入居者資格」に、「市営住宅入居申込書を市長に提出し、その承認を受けなければ」を「規則で定めるところにより入居の申込みをしなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1項を加える。

（入居者資格の特例）

第6条 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号（高齢者等にあつては、同項第2号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第11条第1項中「入居の」を「当該市営住宅への入居の」に改め、同条第2項中「してはならない」を「しないものとする」に改める。

第12条第1項中「同居していた者」の次に「が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者」を加え、「受けて、引き続き当該市営住宅に入居することができる」を「得なければならない」に改め、同条第2項中「してはならない」を「しないものとする」に改め、同条第3項中「の当該承認」を「の承認」に、「発生後1か月以内に当該承認を申請し」を「発生から1月以内に承継の申請をし」に改める。

第13条第1項本文中「使用料」を「毎月の使用料」に、「次条第2項」を「次条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「の収入」の次に「。第27条において同じ。」を加え、「家賃以下で」を「家賃（第3項の規定により算出したものをいう。以下同じ。）の額以下で」に、「の範囲内において市長が定める」を「とする」に改め、同項ただし書中「入居者からの」を「入居者から次条第1項の規定による」に、「第32条の規定による報告の」を「第32条第1項の規定による」に、「公営住宅の入居者」を「当該入居者」に、「家賃」を「家賃の額と同額」に改め、同条第3項中「算出した額とする」を「算出する」に改め、同条第4項及び第5項中「使用料」を「毎月の使用料」に改める。

第14条第1項中「入居者」を「公営住宅の入居者」に改め、同条第3項中「入居者」を「公営住宅の入居者」に、「必要」を「当該意見に理由」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

第15条の見出し中「又は敷金の延納、減免」を「の減免又は徴収猶予」に改め、同条中「場合には」を「場合において」に、「使用料又は敷金の延納を認め、又はこれらを減免する」を「市長が定めるところにより市営住宅の使用料の減免をし、又は徴収を猶予する」に改め、同条第1号中「同居者が災害により著しい損害を受けた」を「同居者の収入が著しく低額である」に改め、同条第2号中「疾病」を「病気」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

第15条に次の1号を加える。

(4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

第16条第1項を次のように改める。

市長は、市営住宅の入居者から第10条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅

を明け渡した日（第30条第1項の規定による明渡しを請求をしたときは、当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日とし、第35条第1項による明渡しを請求のあったときは、明渡しを請求のあった日とする。）までの間、市営住宅の使用料を徴収する。

第16条第2項中「使用料は、毎月末」を「市営住宅の入居者は、毎月末（月の途中で当該市営住宅を明け渡したときは、明け渡した日）」に改め、「月分」の次に「の当該市営住宅の使用料」を加え、同条第3項中「使用料は、その」を「新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその」に、「1か月」を「1月」に改め、「ときは」の次に「、その月の当該市営住宅の使用料は」を加え、同条第4項中「入居者」を「市営住宅の入居者」に、「第33条」を「第34条」に、「市営住宅」を「当該市営住宅」に改める。

第17条第1項中「入居者から使用料の3か月分」を「市営住宅の入居者から当該市営住宅の入居時における使用料の3か月分」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「入居者が市営住宅を立ち退くとき、これ」を「市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すときにこれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、第15条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する場合において、必要と認める者に対して市長が定めるところにより前項の敷金の減免をし、又は徴収を猶予することができる。

第18条の見出し中「運用」を「運用等」に改め、同条第1項中「又は地方債の取得並びに預金、土地」を「、地方債若しくは社債の取得、預金又は土地」に改め、同条第2項中「建設に要する費用等」を「整備に要する費用に充てる等」に改める。

第19条の見出し中「修繕費」を「修繕費用」に改める。

第20条第1号中「及び上下水道」を「、水道及び下水道」に改め、同条第3号中「使用」の次に「又は維持及び運営」を加える。

第21条第2項中「損傷した」を「毀損した」に改める。

第23条の見出し中「不在」を「一時不在」に改め、同条中「引続き1か月」を「引続き15日」に改める。

第24条の見出しを「（転貸又は譲渡の禁止）」に改める。

第26条の見出し中「模様替・増築」を「模様替又は増築」に改め、同条第1項中「を模

様替えし、又は増築し」を「の様様替又は増築をし」に改め、同条第2項中「入居者の費用で原形に復する」を「当該入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復を行う」に改め、同条第3項中「受けず」を「得ず」に、「を模様替えし、又は増築した」を「の様様替又は増築をした」に、「原形に復さなければ」を「原状回復を行わなければ」に改める。

第27条第1項中「引続き3年以上市営住宅に入居している」を「市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第3項の規定により認定した当該」に、「第5条第4号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条第2項中「引続き5年以上市営住宅に入居している」を「市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第14条第3項の規定により認定した当該」に、「引続き令」を「引き続き令」に改め、同条第3項中「入居者は、前2項の」を「市営住宅の入居者は、第1項又は前項の規定による」に、「意見の」を「、意見の」に改める。

第29条第1項中「期間」の次に「（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）」を加え、「に規定する方法」を「の規定」に、「毎月使用料」を「毎月の使用料」に改め、同条第2項中「定める使用料を算出する方法」を「規定する使用料」に、「よるものとする」を「より算出する」に改め、同条第3項中「第16条及び第17条」を「第15条及び第16条」に改める。

第30条第1項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2項中「6か月」を「6月」に改め、同条第4項第3号中「1年以内に」を「近い将来において」に改める。

第31条第1項中「期間」の次に「（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）」を、「家賃」の次に「の額」を加え、同条第2項中「行う」の次に「日」を加え、「、毎月」を削り、同条第3項中「第16条」を「第15条」に、「使用料に、第15条」を「使用料及び前項の金銭に、第16条」に改め、「及び前項の金銭」を削る。

第32条中「使用料、敷金若しくは損害賠償金の延納又は減免、第30条第1項」を「使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第30条第1項」に、「閲覧し」を「閲覧させ」に、「記録する」を「記録させる」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による要求を職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長及び前項の規定により指定された職員は、第1項の規定による要求によりその職

務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第34条中「入居者」を「市営住宅の入居者」に、「市長の」を「市営住宅監理員又は市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市営住宅の入居者は、第26条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替をし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復を行わなければならない。

第35条第1項中「入居者が」を「市営住宅の入居者が」に改め、同項第2号中「3か月」を「3月」に改め、同項第3号中「き損又はき損し、原状復旧を行わない」を「毀損した」に改め、同項第7号中「とき」の次に「（同居者が該当する場合を含む。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「より」を「よる」に、「明渡し等の」を「明渡しの」に、「市長の指定する期限までに当該市営住宅の明渡し等をしななければ」を「速やかに当該市営住宅を明け渡さなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「2倍」を「額の2倍」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「及び第2項の規定」を削り、「明渡し等の」を「同項の」に、「明渡し等を」を「明渡しを」に改め、「家賃の」の次に「額の」を加え、「以下での」を「以下の」に改め、同項を同条第4項とし、同条の次に次の章名を付する。

### 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

第36条の見出しを「（使用許可）」に改める。

第37条の見出しを「（使用手続）」に改める。

第38条の見出し中「社会福祉法人等の」を削る。

第39条の見出し中「使用状況の」を削る。

第40条及び第41条の見出し中「社会福祉法人等の」を削る。

第42条の見出し中「社会福祉法人等の使用への」を削る。

第42条の次に次の章名を付する。

### 第4章 補則

第43条第2項中「共同施設」の次に「の管理」を加え、同条第3項中「必要に応じて市営住宅管理人」を「市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人」に改め、同条第4項中「使用料の徴収及び修繕箇所の報告等入居者との連絡事務」を「修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関

し必要な事項は、規則で定める。

第44条中「、入居者の承認を得て」を削り、「又は特に」を「若しくは市長の」に、「検査をさせて、入居者」を「検査をさせ、又は入居者」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第45条の見出し中「情報提供」を「資料提供」に改め、同条中「必要があると認めるときは、市営住宅へ入居しようとする者（同居しようとする者を含む。）又は入居の承継をしようとする者若しくは現に市営住宅を使用している者（同居者を含む。）が暴力団員であるかどうかについて、警察本部に対し、情報提供」を「入居決定者若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者が暴力団員に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署その他関係機関に対し、資料の提供」に改める。

第46条を削り、第47条を第46条とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。